

# 船体検査に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編  
高速船規則  
鋼船規則検査要領 B 編及び C 編  
高速船規則検査要領

## 改正事項

船体検査に関する事項

## 改正理由

新造船の船体検査に関する IACS 統一規則 UR Z23 に関する見直しが行われ、同統一規則により要求される船体構造に関する情報を船体コンストラクションファイルに含むことが合意された。

加えて、就航船の船体検査に関する IACS 統一規則 UR Z7 シリーズ及び Z10 シリーズの見直しが行われ、船種に係らず共通の取扱いとできる事項に関して整合が図られた。

今般、改正された IACS 統一規則 UR Z23(Rev.2)並びに UR Z7(Rev.16), Z7.1(Rev.6), Z10.1(Rev.16), Z10.2(Rev.27), Z10.3(Rev.11), Z10.4(Rev.7)及び Z10.5(Rev.9)に基づき、関連規定を改めた。

併せて、ESP 船の検査に関する書類の確認に関する規則等を明確にした。

## 改正内容

- (1) 船体コンストラクションファイルに含む書類として、船体防汚システムに係る書類を加えた。
- (2) 高速船規則に、船上に保持すべき書類として船体コンストラクションファイルを追加した。
- (3) ESP 船の検査に関する書類の確認要件を、鋼船規則に明記した。
- (4) 損傷制御図の備え付けが要求される船舶の定義を明確化した。
- (5) タンカーの貨物タンクの隔壁に対する圧力試験に関する第 2 回定期検査における適用要件を明確にした。
- (6) 定常状態又は下降状態とするよう規定しているタンク等のラフティング検査における水位を、定常状態のみに改めた。